

第二十七号

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年徳島県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二項」の下に「第三項」を加える。

第五条中「の配偶者」の下に「（法第二十六条の六第一項に規定する配偶者をいう。第六条の二、第七条第一号及び第八条第一項第一号から第三号までにおいて同じ。）」を加える。

第六条の次に次の一条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第六条の二 法第二十六条の六第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第四条第一号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他人事委員会がこれに準ずると認める事情とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国家公務員について配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情が定められたことに鑑み、本県の職員についても所要の措置を講ずる必要があ

る。これが、この条例案を提出する理由である。